

令和3年度 JEES・藤光樹脂留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、藤光樹脂株式会社のご支援により、「令和3年度 JEES・藤光樹脂留学生奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、入学後の経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である藤光樹脂株式会社は、創業以来、海外との合成樹脂貿易のパイオニアとして、合弁事業をはじめ販路拡大を重視し、40数年に渡りあらゆるIT関連素材の普及に努力している。

同社は、過去の海外展開の経験から、相手国の人材の活用、教育の振興を通じた共生こそ全ての基本であるとの経営理念のもと、新たな事業展開を目指す留学生に対し奨学金を支給し、その学生生活を支援することにより、高度な専門知識をもつ人材の育成に資することを主旨として奨学金を提供された。

3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 令和3年4月に、本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)に正規生として在籍する予定の私費外国人留学生。また、日本に在留する間の在留資格は「留学」であること。
- (2) アメリカ合衆国、メキシコ、韓国、台湾の国籍を有する者。
- (3) 本奨学金の支給期間中、他の奨学金の支給を受けない者(貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く)。
- (4) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (5) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (6) 日本語による面接が可能な者。
- (7) 起業家精神があり、将来母国に帰国後、企業を興す意欲のある者、または、大学卒業後、日本の企業に就職を希望する者。
- (8) 奨学金受給期間中、日本国以外に留学する予定がない者。
- (9) 在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

1名

5 支給内容

月額奨学金 80,000円

6 支給期間

令和3年4月より令和4年3月まで

なお、支給期間終了時の審査により、奨学金支給継続(令和4年4月から令和5年3月まで)が認められることがある。ただし、特段の理由により令和3年5月以降に渡日する場合は、渡日月からとする。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下、「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8 応募・推薦書類

- | | |
|--|----|
| (1) 願書(別紙様式 1。日本語で記載されたものに限る。) | 1通 |
| (2) 応募者の写真(最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1葉 |
| (3) 推薦書(別紙様式 2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。) | 1通 |

9 応募・推薦書類の提出期限

令和 3 年 5 月 7 日(金)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

【学内申込】2021年4月1日(木)～4月5日(月)

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7 の(2)により推薦された者について書類審査及び面接(面接は令和 3 年 5 月下旬～6 月上旬頃予定。)により、奨学生を決定する。結果は、令和 3 年 6 月下旬を目途に大学を通じて通知する。また、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合には、所定の様式により大学を通じて遅滞なく本協会へ届け出ること。
- (3) 奨学生は、住所・連絡先に変更があった場合には、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、大学卒業後自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (5) 奨学生は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、インターンシップ・交流会等への参加及びアンケート等への回答をすること。

13 本奨学金給付の休止または終了および決定取消

- (1) 奨学生が長期欠席した(1 か月以上)場合は、本奨学金を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6 に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6 の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、本奨学金の支給を休止または終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (5) 渡航制限が解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13 に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合は、受給期間終了まで本奨学金を辞退し、他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで他の奨学金に応募することはできない。(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士後期課程 3 年とし、この期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限を支給対象とする。

15 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会及び本奨学金寄付者は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生を決定するため。
- ② 奨学金支給事務のため。
- ③ 奨学金授与式または交流会・インターンシップ等の開催時に利用するため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に使用するため。

16 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

【学内連絡先】
国際教育課留学生支援係
kokusai.shien@ynu.ac.jp

以上